

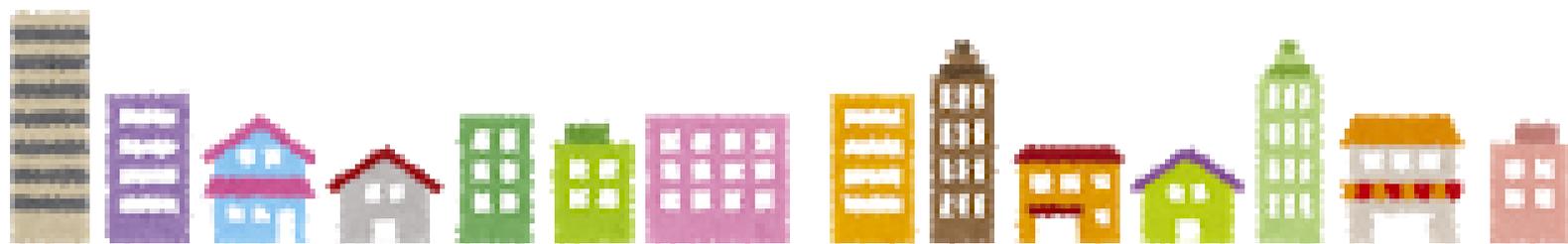
～ ご存知ですか？あなたの地域の見守り役～

# 民生委員・児童委員

だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくりのために



民生委員・児童委員は、支援を必要とする地域住民を見守り、必要に応じて専門機関に繋ぐ「パイプ役」として活動しています。



民生委員・  
児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の  
地方公務員で、無償のボランティアとして  
活動しています。  
また、民生委員は児童委員を兼ねているため  
「民生委員・児童委員」と呼ばれています。



主任児童委員  
とは

民生委員・児童委員の中には、児童福祉を  
専門に担当する「主任児童委員」がいます。  
地域の子どもたちが安全に生活できるように  
学校や児童福祉関係機関などと連携して活動  
しています。



どんな人が  
民生委員に  
なっているの？

広く福祉に関心があり、地域活動や  
ボランティア活動に理解のある方が、  
お住まいの自治（町）会から推薦されます。  
（任期：3年間）



どのような流  
れで民生委員  
になるの？

- ①自治（町）会が候補者を推薦
- ↓
- ②市川市民生委員推薦会で候補者を選考
- ↓
- ③千葉県知事が候補者を国に推薦
- ↓
- ④厚生労働大臣が民生委員を委嘱



## 年齢要件

民生委員・児童委員	新任	原則72歳未満（地域の実情により78歳未満）
	再任	原則75歳未満（ // ）
主任児童委員	新任	原則55歳未満（地域の実情により65歳未満）
	再任	原則55歳未満（地域の実情により68歳未満）

こんな活動を  
しています

地域で支援を必要としている方に対して、**見守り**や**訪問**を行っています。  
相談内容に応じて、高齢者サポートセンターなどの専門  
機関へ繋ぐほか、連携して活動をしています。

また、自治(町)会や地区社会福祉協議会と協力して、  
地域の行事や多世代交流の場など、  
「顔の見える地域づくり」の活動に参加しています。

具体的には…

### (1) 担当区域内の住民の生活状況や福祉需要の把握

└ 地域の中で心配な方や不安な方がいないか、把握や見守りをします。  
65歳以上で、民生委員の見守りを希望する一人暮らしの方に対し、  
月に1回以上の訪問を行います。相談等で知りえた個人情報は、  
守秘義務が課せられています。退任後も同様です。



### (2) 地区民生委員・児童委員協議会や研修会への参加

└ 毎月1回、所属の地区民生委員・児童委員協議会に出席し、行政からの伝達など  
情報共有を行います。また、年5~6回程度、研修会へ参加します。

### (3) 市の事業に対する協力・関係機関との調整

└ 市の事業に対する協力を行います。  
支援が必要な方々が適切なサービス提供を受けられるよう、  
関係機関との調整を行います。

### (4) 自治(町)会や地区社会福祉協議会への参加・協力

└ 自治(町)会の行事や、地域住民同士の支えあいを推進する仕組みである  
「地区社会福祉協議会」の活動に参加・協力をします。

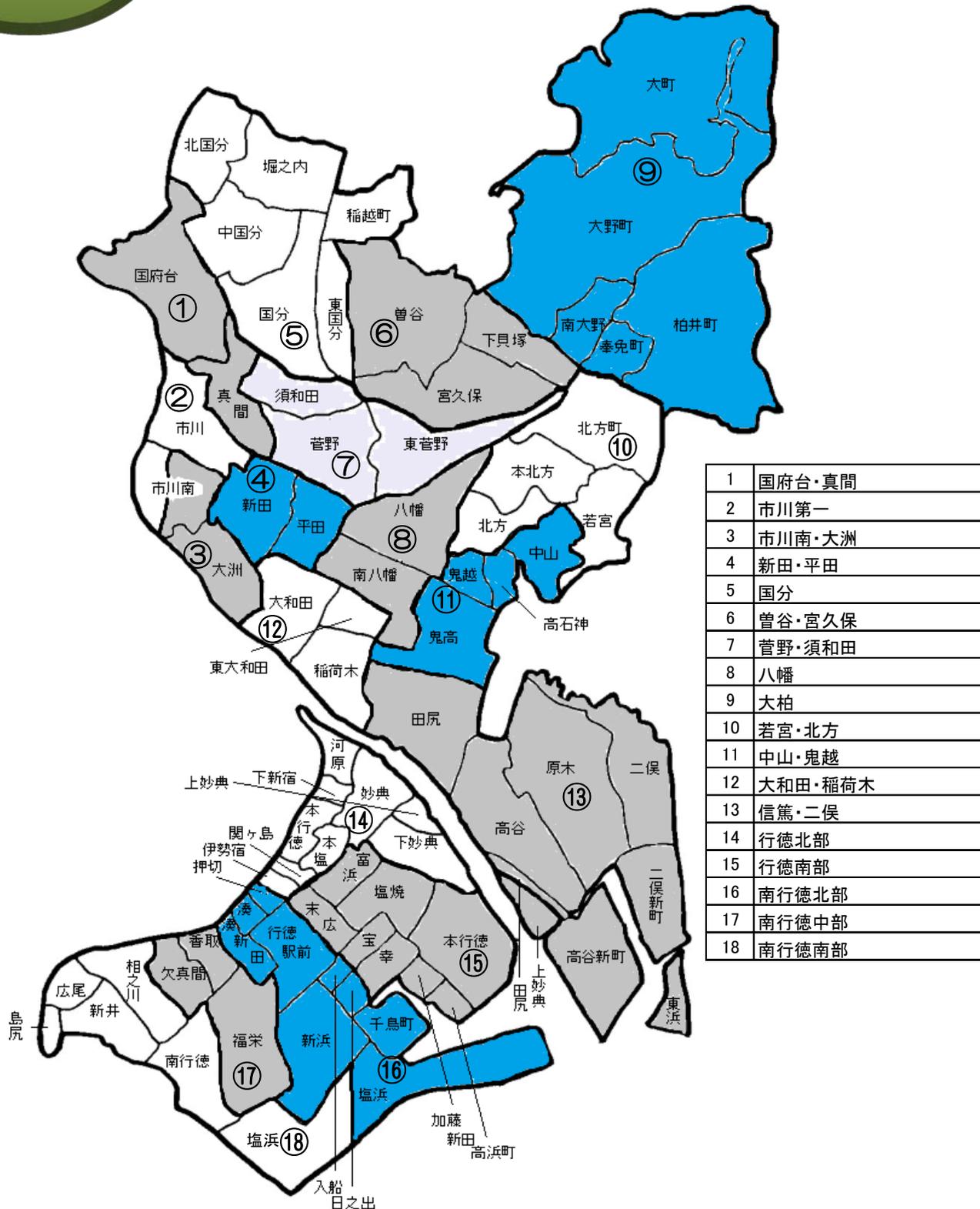
民生委員・児童委員は、地域住民と行政・専門機関を繋ぐ“パイプ役”です



民生委員の  
定数は

市町村ごとに定数が定められており、  
市川市における現在の定数は**467名**となっています。  
(うち、児童福祉を専門とする主任児童委員が36名)

市内を**18の区域**にわけて活動しています。



民生委員・児童委員制度についての問い合わせ先

市川市 福祉部 地域支えあい課 民生委員担当  
〒272-8501 市川市八幡1-1-1  
TEL 047-712-8518 FAX 047-712-8789